

交 通 安 全 基 本 計 画

昭和46年3月30日

中央交通安全対策会議

はしがき

近年における自動車交通の急激な伸展に伴い、道路交通事故は逐年増加の一途をたどっている。また、鉄軌道、海上および航空の交通事故は、増加する傾向こそないが、ひとたび発生した場合には、多数の死傷者を生ずるという重大な結果をもたらすものであり、その防止は、道路交通事故の防止と同じく、一刻もゆるがせにすることのできない問題である。

このような事情に対処するため、政府は、これまでも交通安全対策を国の最重点施策のひとつとして取り上げ、地方公共団体とともに諸般の施策を積極的に推進してきた。

しかしながら、今後も予想される道路交通事故の増加を抑制するとともに、鉄軌道、海上および航空の重大事故を防止するためには、人命尊重がなにものにも優先するとの認識のもとに、交通安全対策全般にわたり総合的かつ長期的な視野にたって施策の大綱を定め、これに基づいて諸施策を従来にもまして強力に推進していかなければならない。

この交通安全基本計画は、このような観点から交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第22条第1項の規定に基づき、昭和46年度から昭和50年度までの5年間に講すべき交通の安全に関する施策の大綱を定めたものである。

この基本計画に基づき、国の関係行政機関および地方公共団体においては、交通情勢や地域の実態に応じて、交通の安全に関する施策を具体的に定め、これを強力に実施することを望むものである。